



人事・労務に役立つ NEWS

# 事務所通信

発行: 萩野事務所

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 6-73-4

TEL 043-272-3081 FAX 043-274-3362

運用 要確認

## 情報通信機器を用いた医師による面接指導の実施について 通達を発出(厚労省)

厚生労働省から、「情報通信機器を用いた医師による面接指導の実施について」という通達が公表されました。労働安全衛生法に基づく面接指導は、情報通信機器を用いて行う(リモートでの面接指導)ことも可能ですが、その際の留意事項をまとめた通達です。

- (1) 事業者は、面接指導を実施する医師に対し、面接指導を受ける労働者が業務に従事している事業場に関する事業概要、業務の内容及び作業環境等に関する情報並びに対象労働者に関する業務の内容、労働時間等の勤務の状況及び作業環境等に関する情報を提供しなければならないこと。
- (2) 面接指導に用いる情報通信機器が、以下の全ての要件を満たすこと。
  - ① 面接指導を行う医師と労働者とが相互に表情、顔色、声、しぐさ等を確認できるものであって、映像と音声の送受信が常時安定しかつ円滑であること。
  - ② 情報セキュリティ(外部への情報漏洩の防止や外部からの不正アクセスの防止)が確保されること。
  - ③ 労働者が面接指導を受ける際の情報通信機器の操作が、複雑、難解なものでなく、容易に利用できること。
- (3) 情報通信機器を用いた面接指導の実施方法等について、以下のいずれの要件も満たすこと。
  - ① 情報通信機器を用いた面接指導の実施方法について、衛生委員会等で調査審議を行った上で、事前に労働者に周知していること。
  - ② 情報通信機器を用いて実施する場合は、面接指導の内容が第三者に知られることがないような環境を整備するなど、労働者のプライバシーに配慮していること。
- (4) 情報通信機器を用いた面接指導において、医師が緊急に対応すべき徴候等を把握した場合に、労働者が面接指導を受けている事業場その他の場所の近隣の医師等と連携して対応する等の緊急時対応体制が整備されていること。

★成長戦略会議実行計画(令和2年12月1日)で、ポストコロナ時代における「新たな日常」の早期実現に向けて「テレワーク時の健康確保について、テレワークガイドラインで、リモートでの面接指導を企業が柔軟に選択することができる旨を明確化する」としています。テレワークの定着に向けて、リモートでの面接指導も重要視されています。

要注意

## なりすましメールによるウイルス感染被害(個人情報保護委員会が再び注意喚起)

個人情報保護委員会から、「Emotet(エモテット)」というウイルスに感染し、メールアドレスやメール本文等の情報が漏れいする事案の報告が再び増加してきています」として、再び注意喚起がありました。その内容を抜粋して紹介します。

### .....なりすましメールによるウイルス感染被害 注意喚起のポイント.....

これまでではメールに Emotet の感染を引き起こす Word 形式のファイルが添付されていましたが、新たにパスワード付き ZIP ファイルを添付し、パスワードはメール本文中に記載されているケースが確認されています。

この手口では、添付ファイルが暗号化されていることから、メール配送経路上でのセキュリティ製品の検知・検疫をすり抜け、受信者の手元に攻撃メールが届いてしまう可能性が高まるため、より注意が必要です。

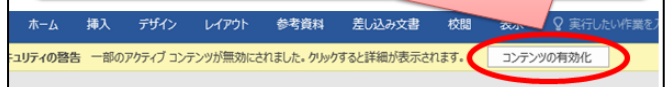
### 【パスワード付き ZIP ファイルから Emotet 感染までの流れ】

- ①メールの添付ファイルをPCに保存
- ②メールに記載されているパスワードを使って ZIP ファイルを解凍すると Word 文書ファイルが出力される
- ③Word 文書ファイルを開く

▶▶ 「コンテンツの有効化」ボタンをクリックすると感染！

注意！

このパソコン上で、文書ファイルに埋め込まれているマクロ(プログラム)等の実行を許可するという意味のボタン。このボタンをクリックすると、悪意のあるマクロが動作し、ウイルスに感染させられてしまう。



出典: 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)

### <以上を踏まえた注意事項>

引き続き、なりすましメールに警戒するとともに、次のような点について注意することが必要。

- メールアドレスのドメイン(@以降の部分)が今までと同じか確認する。
- メール本文を確認せずに、添付ファイルを開かない。
- 不審なリンクはクリックしない。
- 信頼できるものと判断できない場合、「コンテンツを有効化」ボタンをクリックしない。

★不審なメールを削除するようにすれば済むことですが、手口が巧妙化していることから、うっかりして開いてしまうこともあります。上記のような手口があることも知っておき、どこかの段階で立ち止まれるようにしておくことが重要です。社員にも注意喚起しておきましょう。

改訂済 要確認

## 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が改定されました④

今回は、健康管理等を紹介します。

### ◆健康管理

・使用者は、労働安全衛生法に基づき、健康診断、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェックやこれらの結果に基づく事後措置等を実施しなければならない。

・使用者の指示により副業・兼業を開始した場合は、原則として他社との情報交換により、難しい場合には労働者からの申告により他社の労働時間を把握し、自社の労働時間と通算した労働時間に基づき、健康確保措置を実施することが適当である。

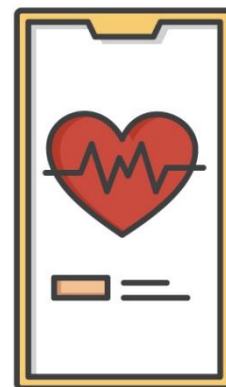
・使用者が労働者の副業・兼業を認めている場合は、健康保持のため自己管理を行うよう指示し、心身の不調があれば都度相談を受けることを伝えること、副業・兼業の状況も踏まえ必要に応じ法律を超える健康確保措置を実施することなど、労使の話し合い等を通じ、副業・兼業を行う者の健康確保に資する措置を実施することが適当である。

### ◆労働者の対応

・労働者は、自社の副業・兼業に関するルールを確認し、そのルールに照らして、業務内容や就業時間等が適切な副業・兼業を選択する必要がある。

・労働者は、副業・兼業による過労によって健康を害したり、業務に支障を来したりすることがないように、自ら業務量や進捗状況、時間や健康状態を管理する必要がある。

・他社の業務量、自らの健康の状況等について報告することは、企業による健康確保措置を実効あるものとする観点から有効である。



★政府は、成長戦略会議実行計画（令和2年12月1日）で「労働時間の自己申告制を設け、申告漏れや虚偽申告の場合には、兼業先での超過労働によって上限時間を超過したとしても、本業の企業は責任を問われないことなどが明確化されている」と説明しています。健康管理についても自己申告・自己管理ができる労働者でないと副業・兼業には向かないといえます。企業としては、自己管理ができない労働者には、副業・兼業を認めない、いったん承認しても取り消すことができるように運用していくことが重要なポイントです。

1/12

● 2020年12月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

1/20

● 納期特例適用分の2020年7月～12月徴収分の源泉所得税の納付

2/1

● 2020年12月分健康保険料・厚生年金保険料の納付

● 2020年11月決算法人の確定申告と納税・2021年5月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）

● 2021年2月・5月・8月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

● 労働保険料の納付（延納第3期分）

● 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満/2020年10月～12月分）

● 法定調書の提出（税務署）

● 給与支払報告書の提出（市区町村）

お仕事  
カレンダー  
1月



## 改めて雇用調整助成金の利用を促す(厚労相が会見で)

令和2年1月12日の閣議後の記者会見で、田村厚生労働大臣が質疑に応じて、「改めて、業界の皆様方には、雇用調整助成金を是非ともお使いいただき、職員の方々、社員の方々の雇用を何とかお守りいただきたい」とコメントしたことが話題になりました。  
その内容を紹介しておきます。

### ●記者

非正規雇用で働く人たち、特にシフト制ですとか、日々雇用の方々というのは企業から休業手当を支払ってもらえないケースがあるということで、中小企業に対しては休業支援金という、労働者が直接請求する制度があるんですけども、大企業は対象外になっています。

結果として、大企業で働く非正規雇用の人たちが休業手当も受け取れなくて、休業支援金も受け取れないという状況で支援を絶たれている方もいらっしゃいます。

2度目の緊急事態宣言で飲食業の方々で、大企業で働かれている方もいると思うんですが、休業支援金の対象を大企業まで拡げることを検討するお考えなどはありますでしょうか。

### ●大臣

基本的に、大企業は雇用調整助成金をしっかり対応していただける事務的な能力があるはずであるというのが認識でありまして、今般なぜ、休業支援金等を新たに制度として作ったかと申しますと、これは今言われたような中小の飲食店に関しては、そういう事務的な能力をお持ちでないところが多い。

ですから、経営者の方も、雇用調整助成金を申請する仕方もなかなか難しくわからないし、結構、飲食店のケースが多いので、例えば、社会保険労務士の皆様方もご協力するのに物理的に限界があるということもあって、そういう意味でなかなか申請いただけないということもありましたので、休業支援金を作って、ご本人の申請でという形にいたしております。

一方で、飲食店であったとしても、大企業は本来それだけの事務的な能力があるはずで、ですから、そういうようなチェーン店であれば、本社である程度管理できていると思いますので、その意味で、ちゃんとそこで申請いただかないと、本来の雇用調整助成金の制度自体が崩壊してしまう恐れがあります。それは我々、大変危惧しております。

ただ、一方で、なぜ申請いただかないかという中の一つに、言うなれば、補助率が悪いということがございました。ですから、今回、緊急事態宣言を出したところに関して、20時以降時短の要請をさせていただいていますから、飲食店等に関して、10/10、つまり、10割の補助率で、大企業に対しても対応させていただくということで発表いたしました。

そうであれば、大企業の持ち出しが基本的になくなるわけでございますので、大企業も、非正規の方々含めて、働くの方々に対して、しっかりと雇用調整助成金に則って休業手当を出していただくということを、制度を見直して、今回対応させていただいております。

改めて、業界の皆様方には、雇用調整助成金を是非ともお使いいただき、職員の方々、社員の方々の雇用を何とかお守りいただきたい、そうお願いをさせていただいております。

本人の申請の休業支援金は中小企業のみということで、大企業では雇用調整助成金がより重要といったところですね。

詳しくは、こちらをご覧ください。

<田村大臣会見概要(令和2年1月12日)>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/dajjin/0000194708\\_00311.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/dajjin/0000194708_00311.html)

## 持続化給付金及び家賃支援給付金の申請期限を令和3年2月15日まで延長します(経産省)

経済産業省から、「持続化給付金及び家賃支援給付金の申請期限が令和3年1月15日であるとの一部報道がありますが、同年1月末までにお申し出をいただければ、同年2月15日まで書類の提出を認めることとします」という案内がありました。

緊急事態宣言の中で申請書類の準備が困難な方も、令和3年1月末までに簡単に理由を付して申出をすれば、同年2月15日まで申請できるということです。

同省では、申請者の方々の事情に応じて柔軟に対応することとしています。

詳しくは、こちらをご覧ください。

<持続化給付金及び家賃支援給付金の申請期限を2月15日まで延長します>

<https://www.meti.go.jp/press/2020/01/20210115008/20210115008.html>